

平成 28 年度 事業所等財務定期監査（監査対象：教育委員会）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 幼稚園における支出事務について</p> <p>平成 27 年度の財務定期監査において、幼稚園の支出事務で請求書を受領してから支払いまで 30 日以上経過している事例が複数の幼稚園で確認され指摘事項としたが、今回においても、同様の事例が複数あった。</p> <p>幼稚園は学校会計システムが導入されていないことから、次のような手順で支出事務を行っている。まず、幼稚園で支出決定兼支出命令登録確認書を作成し、それを学校整備課へ送付する。それを受けて、学校整備課で支出命令書を作成し、幼稚園へ送付する。その支出命令書に幼稚園で所要の決裁を取り、学校整備課（予算掌理課）へ返送し、学校整備課（予算掌理課）の決裁後、会計室へ送付される。このような手順が支払に遅延をきたす原因になっていると考えられる。</p> <p>支払遅延が生じないよう、幼稚園の支出事務を効率化するための対策を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（学校整備課）</p>	<p>幼稚園における支出事務の円滑化、効率化及び、教職員の多忙化対策の観点から、幼稚園の支出命令事務について、平成 29 年 4 月より学校経営支援課にて処理することにした。</p>	<p>措置済</p>